



秋ト協第201号

平成29年12月25日

会 員 各 位

(公社) 秋田県トラック協会
会長 赤上 信 弥



平成30年度・東北運輸局長表彰の表彰対象者の募集について

拝啓 師走の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、例年実施している東北運輸局長の事業功労者表彰（役員）について、別紙の通り募集致しますので、基準に該当する方がおられましたら2月5日までに推薦をお願い申し上げます。

については、推薦に必要な書類や作成上の注意事項について、協会HPに掲載しておりますのでご確認をお願いします。

敬 具

記

1. 選考基準 別紙のとおり

2. 必要書類
 - ①. 功績調書 ④. 無事故・無違反証明書
 - ②. 履歴書 ⑤. 戸籍抄本
 - ③. 宣誓書 ⑥. 団体または企業の規模事業概況等調

3. 注意事項
 - ・基準日は、平成30年6月1日となりますので年齢等に誤りがないようにご注意ください。
 - ・(株)(有)等は略さないで正式に株式会社、有限会社のように記載してください。
 - ・提出部数は4部ですので、1通が本通、他の3通はコピーして送付ください。

[担当] 業務課 宮崎知之
電話 018-863-5331

運輸関係事業功労者局長表彰について

選考基準

- ①自動車事業の役員として15年以上、又は、団体の役員として12年以上、若しくは、当該事業又は団体に30年以上勤続（うち役員2年以上）し、その功績が顕著な年齢50才以上の現にその職にある者で、過去に運輸支局長の表彰を受けた者。
- ②その他自動車事業の発達改善に尽力し、その功績が特に顕著な者（又は団体）。
 - ・対象事業の例
 - (1) 交通需要創造等に寄与している者又は団体
 - (2) 安全安心確保や防災対策等への高度な取り組みをしている者又は団体
 - (3) グリーン経営を積極的に推進している者又は団体
 - (4) 低公害車の率先導入に積極的に取り組んでいる事業者
 - (5) バリアフリー化等に積極的に取り組んでいる者又は団体
 - (6) 物流事業の効率化・発達改善等に貢献している者又は団体
 - (7) その他交通に係わる事業に積極的に取り組み、運輸の発展に特に寄与している者又は団体

注意事項

- ①「事業の役員」とは、取締役相当以上又は、経営責任者をいう。
- ②「団体の役員」とは、理事等（理事制のない場合の理事相当職及び専務理事制のない場合の事務局長等を含む。）以上の役職をいう。
- ③「当該事業又は団体に30年以上勤続」として表彰する者は、事業又は団体の役員であって、その期間が2年以上の経歴を有するものに限る。
- ④年令、年数は、表彰日現在で計算する。
- ⑤被表彰候補者（以下「候補者」という）は、原則として事業経営者又は団体の長が推薦する者に限る。但し、候補者が経営者又は、団体若しくは団体の長の場合は、各部長又は、各支局長が推薦者となって差し支えない。
- ⑥候補者は、過去1年以内に局長が所轄する関係法令違反による処罰を受けていない者に限る。
- ⑦候補者は、過去3年以内に道路交通法違反による処罰を受けていない者。
- ⑧選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道德の欠如している者など、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。
- ⑨同一の事業者又は団体からの候補者の推薦は、原則として1名とする。

以上